

○ 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）

<p>(略)</p>	<p>四一三 置機及装 置鋼索を く。以下同 具。並びに 器具及び 備品</p>	<p>(略) 八七六五四 略略略略略</p>	<p>(略)</p> <p>電氣事業の用に供 する償却資産(専 用鉄道に係るもの を除く。)</p> <p>一 二 三 太陽光発電 設備</p>	<p>改 正</p>
	<p>当該償却資産が所在 する市町村</p>		<p>当該償却資産が所在 する市町村</p>	<p>案</p>
<p>。建物 の床面積 に又は あん分 する</p>	<p>。所在する市町村に配分す る。ただし、当該機械及び 装置並びに工具、器具及び 備品を収容する建物又は 該機械及び装置の水平影 面が二以上の市町村にわ たる場合に於ては、当該 建物の床面積に又は、当 該物の床面積に又は、当 該物の床面積に又は、当</p>	<p>。所在する市町村に配分す る。ただし、当該設備の水 平投影面が二以上の市町村 にわたる場合に於ては、 当該水平投影面の面積にあ ん分する。</p>	<p>。所在する市町村に配分す る。ただし、当該設備の水 平投影面が二以上の市町村 にわたる場合に於ては、 当該水平投影面の面積にあ ん分する。</p>	
<p>(略)</p>	<p>四一三 置機及装 置鋼索を く。以下同 具。並びに 器具及び 備品</p>	<p>(略) 七六五四三 略略略略略</p>	<p>(略)</p> <p>電氣事業の用に供 する償却資産(専 用鉄道に係るもの を除く。)</p> <p>(新設) 一 二 略</p>	<p>現</p>
	<p>当該償却資産が所在 する市町村</p>		<p>当該償却資産が所在 する市町村</p>	<p>行</p>
<p>。建物 の床面積 に又は あん分 する</p>	<p>。所在する市町村に配分す る。ただし、当該機械及び 装置並びに工具、器具及び 備品を収容する建物又は 該機械及び装置の水平影 面が二以上の市町村にわ たる場合に於ては、当該 建物の床面積に又は、当 該物の床面積に又は、当 該物の床面積に又は、当</p>		<p>。所在する市町村に配分す る。ただし、当該設備の水 平投影面が二以上の市町村 にわたる場合に於ては、 当該水平投影面の面積にあ ん分する。</p>	